

令和 6 年 5 月 14 日現在

機関番号：12401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20242

研究課題名（和文）公民教育における法的思考と交渉技能を育成する法教育カリキュラムの構築

研究課題名（英文）Building a Legal Education Curriculum to Develop Legal Thinking and Negotiation Skills in Civics Education

研究代表者

小貫 篤 (ONUKEI, ATSUSHI)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：60965375

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は、法的思考と交渉技能を育成する法教育カリキュラムの目標・内容・方法を明らかにしたことである。「目標」は、規範の創出で秩序を生み出す、規範の適用で秩序を安定させる、規範の変革により秩序を再構築することを目指して組織されるべきこと、「内容」は、交渉技能学習では「交渉の7技能」や「認知バイアス」、法的思考学習では「要件・効果」や「利益考量」、法構想学習では「目的・手段」等の内容が学習されるべきこと、「方法」は、交渉技能学習では「模擬交渉」、法的思考学習では「当事者や第三者として判断」、法構想学習では「法制度を構想・評価・提案」する方法がとられるべきこと、の3点を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は3点ある。第1に、私的自治の担い手を育成するという教育目標を達成するための具体的なカリキュラムを提案したことである。これにより、公民教育では自立的に紛争を解決し社会を形成する市民を育成する意義が明確になった。第2に、現実社会で活用できる「技能」に焦点を当てた教育方法を提唱したことである。これにより、交渉技能という非認知的スキルを育成する意義と具体的な教育方法を明確にして提案することができた。第3に、これまで法教育であまり取り扱われてこなかった交渉学の知見という教育内容を提案したことである。これにより、紛争解決のスキルを育成するための具体的な教育内容を明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：The outcome of this study is the identification of the goals, contents, and methods of a legal education curriculum that fosters legal thinking and negotiation skills. The "goal" is to create order through the creation of norms, to stabilize order through the application of norms, and to restructure order through the transformation of norms. In terms of "content," the study of negotiation skills covers the "seven skills of negotiation" and "cognitive biases," the study of legal thinking covers "requirements and effects" and "benefit considerations," and the study of legal concepts covers "purposes and means. The "method" should be "mock negotiation" in the negotiation skills study, "judgment as a party or a third party" in the legal thinking study, and "conception, evaluation, and proposal of a legal system" in the legal concept study.

研究分野：教育学

キーワード：法教育 交渉教育 法意識 交渉技能 非認知的能力 公民教育 社会科教育

様式 C-19、F-19-1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の背景は、以下の通りである。法教育は、小学校社会科、中学校社会科公民的分野、高等学校公民科などの学習指導要領で取り上げられ、実践や研究が蓄積されてきた。そこでは、「立憲主義」、「民主主義」、「個人の尊重」、「正義」といった法的な価値概念を習得し活用することで法的な思考ができる学習（法的思考学習）が行われてきた。これまでは法的な価値の習得と活用に力点をおいてきたが、筆者らが研究を進めるうちにそれだけでなく、紛争解決のための実践的な技能を育成する学習が必要であることが明らかになってきた。なぜなら、法化社会では法的な価値を習得するだけでなく、私的自治原則に基づいて自ら紛争を解決することが求められるからである。それを担うのが交渉技能を育成する学習（交渉技能学習）である。交渉技能学習とは、交渉の知識と技能を身につけさせ紛争解決をはかる力を育てる学習である。今後は法的な価値を習得し活用させる「法的思考学習」と、紛争解決の技能を習得し活用する「交渉技能学習」を共に行い、更に法的思考と交渉技能を活用して法制度をより良く変えていく「法構想学習」の3つの学習を行うことで、法化社会に生きる市民を育成することができるという考えから本研究を開始した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、法的な価値を社会事象に適用する法的思考と、紛争解決のための実践的な交渉技能の両者を合わせて育成する教育について、教育目標・教育内容・教育方法の各方面から体系的に検討し、系統立った法教育の教育課程を構築して検証することである。

3. 研究の方法

2年間に及ぶ本研究は、次のような方法で進められた。

	2022年度（1年目）	2023年度（2年目）	教育課程の検証
法的思考学習	開発 → 打合・調査 → 実践・振返	→ 分析 → → → → →	
交渉技能学習	開発 → → 打合・実践・振返 →	開発 → 打合・実践・振返 → 分析 →	
法構想学習	開発 → → → → 打合・調査	→ 実践・振返 → 分析 → →	

1年目は、三つの学習のいずれも授業開発を行った。法的思考学習と交渉技能学習については授業開発と授業実践まで行った。2年目は、交渉技能学習の授業開発、授業実践、授業分析と、法構想学習の授業実践、授業分析を行った。最後に、三つの授業分析から構築した教育課程の有効性を検討した。

4. 研究成果

本研究の成果について、法的思考学習、交渉技能学習、法構想学習の順に述べる。

法的思考学習の実践分析によって、次の4点が明らかとなった。第1に、法的な考え方を習得させるためには繰り返し教える必要があること。第2に、事実認定を行わせる時間を十分にとること。事実認定をしっかりとらせるために、法的な思考様式を理解させる時に具体例を多く取り上げることが必要である。なるべくシンプルな架空の事例で、「法的な根拠」は何か、「法やルールにあてはまる事実」は何かを考えさせる時間を十分にとる必要がある。抽象的に書かれている条文に、認定した事実が当てはまるかどうかを解釈するという経験を積み重ねるのである。第3に、まずは当事者として考えさせる必要があること。いきなり、公正な第三者として判断することは困難であることが明らかになったため、まずは当事者として考えさせて法的な思考、考え方を学ぶ段階を設ける必要がある。具体的には、「Ⅰ. 紛争を把握→Ⅱ. 法的な考え方を理解→Ⅲ. 当事者として紛争の解決策を判断→Ⅳ. 法的な思考様式を理解→Ⅴ. 第三者として紛争の解決策を判断→Ⅵ. 振り返り」である。第4に、法的な思考様式を用いて判断することによって、「自由」や「公正」といった近代市民社会において重要な価値の実現を意図していることを教える必要があること。なぜ法的な思考様式を用いる必要があるのかが分からない生徒を減らすためである。不法行為等によって被害を受けた人がいた場合、「被害の救済」によって社会における「公正」さを担保することは、民事法の基本的な精神である。つまり、社会を形成する人々の間で、利益や負担のバランスをとるということである。そのために、法の枠組みに認定した事実を当てはめるといった法的な思考様式を用いることで被害者を救済することになる。こうした事柄を丁寧に教える時間が必要である。この4点である。

交渉技能学習の実践分析によって、生徒の認知バイアスについては次の5点が明らかとなった。第1に、生徒には、先行研究で見られたように目につく情報に飛びつくバイアスがあること。第2に、交渉において、具体的な数字を出すことで認知バイアスに対処しやすくなること。第3に、利益を考えるとときにはリスクを避ける傾向があり、損失を考えるとときにはリスクを好む傾向があること。第4に、対抗意識を高めるやりとりや「サンクコストの罠」によって、不合理なエスカレーションが起きること。第5に、自分が重視している争点を、交渉相手も重視していると思う固定資源知覚が働いていること。ただ、交渉が行われる中で、相手の要求がより明瞭に分かるようになり、正しく争点の違いを認識することができるようになるとこのバイアスは弱まること。この5点である。

また、交渉については、次の6点が明らかとなった。第1に、認知バイアスを学んでから交渉をした方が合意しやすい点である。これは、単に「認知バイアスへの対処」ができるというだけでなく、交渉における「パレート効率性」、「公平性」、「手続的正義」についても、好影響を与える。第2に、争点を組み合わせることが難しい点である。一つ一つの争点で交渉をするのではなく、争点を組み合わせることで「パイを広げる」経験を繰り返し積み上げる必要がある。第3に、認知バイアスを教えてから交渉させると、立場を入れ替えても交渉結果を受け入れられる点である。第4に、目の前の交渉を考える際に、似たような他の事例を探して客観的規準として交渉をさせる点である。第5に、交渉の進め方について話し合った生徒は、納得感が得られやすい点である。第6に、認知バイアスがあることを意識して交渉に臨むことで、発言の機会を確保しようとし、当事者間の情報格差がなくなり、話し合えた納得感が得られる。以上の6点である。

法構想学習の実践分析によって、次の4点が明らかとなった。第1に、公共政策学の知見についてより時間をかけて具体的な例を挙げて説明をする必要があること。第2に、提案に具体性をもたせるために、社会問題としての紛争の具体例を多く取り上げる必要があること。第3に、法や制度の存在意義そのものを疑うという学習過程を設ける必要があること。第4に、専門家からのコメントをまとめさせ、そのコメントを受けて自分の提案書をどのように修正することができるのかを考えさせる時間を確保する必要があること。これらはいずれも授業構成に関わるものである。

法構想学習の意義は次の3点である。第1に、従来行われてこなかった、社会の変化によって起こる事象に対応するために法を変えるという考え方や、目的・手段という考え方や、交渉技能や法的思考・法的価値を活用する学習の手立てが明らかになったことである。第2に、法政策学や公共政策学の知見を活用したことで、法や制度などの政策をつくり評価する際の規準を明確にした点である。第3に、生徒が市民として実際に社会に提案をして法律専門家や立法者たる議員と対話し自らの政策を再検討する機会をカリキュラムに組み込んだ点である。法構想学習によって、政策をつくる規準をもつことで法や制度などの政策を構想することが容易になる。また、構想した法や制度を社会に提案する機会を組み込んであるため、社会問題の解決をはかる市民を直接的に育成する教育といえる。

法的思考学習、交渉技能学習、法構想学習からなる法教育の教育課程については、以下の3点が明らかになった。第1に、法的思考学習、交渉技能学習、法構想学習からなる法教育が現行の法や制度をより望ましく作り変えるという観点で組織される必要があること、第2に、法的思考学習、交渉技能学習、法構想学習からなる法教育全体を通して私的自治を位置づけること、第3に、法的思考学習、交渉技能学習、法構想学習からなる法教育が社会で実際に活用することのできる実践的技能の育成に効果的な方途として役立つこと、の3点である。

第1に関しては、まず、法的思考学習、交渉技能学習、法構想学習からなる法教育は、「規範の創出により秩序を生み出す」、「規範の適用により秩序を安定させる」、「規範の変革により秩序を再構築する」ことを目指して組織されていることを明らかにした。このように組織された理由は、法化社会の進展という社会的背景、認知的能力だけでなく社会情動的スキルの重視という教育界の変化、質問紙調査によって明らかになった「自分の利益が減っても紛争を回避する傾向、紛争を忌避する意識が強い、まず自分たちで紛争を何とかしようとする意識が低い、順法意識が高い一方でルールを変える意識が低い」という現代の高校生の実態、という「社会的背景」「教育界の変化」「生徒の実態」の3点から説明できる。生徒は法や制度を遵守する法遵守主体だけではなく、法や制度を創造する法主体でもある。法主体として、紛争時には互いの利害を尊重し合いつつ、自由かつ公正な法秩序を自ら創造し、変革していく民主主義社会の担い手である。このような法主体を育成することを目指す教育が法教育として必要である。

第2に関しては、交渉技能学習では「交渉の7技能」や「認知バイアス」、法的思考学習では「要件・効果」や「利益考量」等、法構想学習では「目的・手段」等の内容が学習内容として組織された。いずれも、自分たちの社会を自分たちでどのようによりよくするのかを考えるための学習内容となっていた。つまり、学習内容を「私的自治」という観点で組み替えることで法的思考学習、交渉技能学習、法構想学習からなる法教育になるのである。

第3に関しては、交渉技能学習では「模擬交渉」によって「交渉による合意」がはかられ、法

的思考学習では「当事者や第三者として判断」することによって「法的な考え方で思考・判断」する方法がとられ、法構想学習では「法制度を構想・評価・提案」する方法がとられた。これは、社会で実際に活用することのできる実践的技能を育成する学習方法である。第2章で述べた通り、日本では「技能」といえば、「資料の収集、読み取り、解釈」といった学習技能を指してきたが、法的思考学習、交渉技能学習、法構想学習からなる法教育を行うことで、社会の中で実際に活用できる実践的技能を育成することができるのである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 小貫篤	4. 巻 29
2. 論文標題 紛争解決の技能を育成する交渉教育カリキュラムの意義 - 認知バイアスを考慮して -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 埼玉社会科教育研究	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小貫篤	4. 巻 759
2. 論文標題 外部不経済の効率的な解決策 - 法規制、コースの定理、ナッジ -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会科教育	6. 最初と最後の頁 74-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小貫篤	4. 巻 13
2. 論文標題 公民科における紛争解決教育 - 法構想学習を事例に -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法と教育	6. 最初と最後の頁 29-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小貫篤	4. 巻 1
2. 論文標題 学校における法教育の意義と方法 刑事法の学習に着目して -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法務省令和5年度教員向け法教育セミナー 実施報告書	6. 最初と最後の頁 5-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小貫篤	4. 巻 774
2. 論文標題 法教育 - 定義から開発・実証研究へ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会科教育	6. 最初と最後の頁 86-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件 (うち招待講演 7件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 小貫篤
2. 発表標題 学校における法教育・交渉教育の理論と実践
3. 学会等名 東京都行政書士会港支部法教育委員会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小貫篤
2. 発表標題 交渉・法的思考・法構想の系統的な学習 - 法教育の一層の充実に向けて -
3. 学会等名 司法アクセス学会第16回学術大会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小貫篤
2. 発表標題 公民科における刑事法学習カリキュラム 単元「責任主義にもとづく減刑は妥当か」を事例に
3. 学会等名 日本社会科教育学会第72回全国研究大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小貫篤
2. 発表標題 若年者に対する法教育の現状と課題～18歳、19歳の司法参加に向けて～
3. 学会等名 最高裁判所司法修習所令和4年度刑事実務研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小貫篤
2. 発表標題 倫理における「青年期と多元的自己」の授業開発
3. 学会等名 日本公民教育学会実践研究部会（倫理）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小貫篤
2. 発表標題 法的思考と交渉スキル育成の法教育
3. 学会等名 東京都行政書士会 法教育シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 小貫篤
2. 発表標題 地理教育から学ぶ公民教育
3. 学会等名 中等社会科教育学会第42回全国研究大会シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小貫篤・阿部真隆・傳田佳史・渡邊優輔
2. 発表標題 高等学校歴史系科目における紛争解決学習の構築
3. 学会等名 中等社会科教育学会第42回全国研究大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小貫篤
2. 発表標題 紛争解決能力を育成する交渉教育 - 手続に着目して -
3. 学会等名 法と教育学会第14回学術大会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 加納隆徳・小貫篤
2. 発表標題 身近な事例から法と社会を考えよう
3. 学会等名 法と教育学会第14回学術大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小貫篤
2. 発表標題 学校における法教育の意義と方法 - 刑事法の学習に着目して -
3. 学会等名 法務省教員向け法教育セミナー（招待講演）
4. 発表年 2023年

## 〔図書〕 計4件

1. 著者名 伊藤純郎、武藤正人、菅野剛、石田尚子、大庭大輝、加藤将、小貫篤編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 清水書院	5. 総ページ数 424
3. 書名 郷土から問う歴史学と社会科教育	

1. 著者名 橋本康弘、野畑毅、阿部哲久、埴枝里子、川上良尚、宮崎三喜男、小貫篤、斉藤雄次、前嶋匠、久世哲也、藤瀬泰司、大塚雅之	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明治図書出版	5. 総ページ数 144
3. 書名 つまずきから授業を変える！高校公民「P D C A」授業&評価プラン	

1. 著者名 小貫篤・加納隆徳・江口勇治・齋藤宙治	4. 発行年 2023年
2. 出版社 清水書院	5. 総ページ数 120
3. 書名 中高生からの法と学校・社会	

1. 著者名 唐木清志、宮崎沙織、山田秀和、真島聖子、溜池善裕、峯明秀、福田喜彦、阪上弘彬、外池智、井上昌善、Hyunjin Kim、須賀忠芳、小貫篤	4. 発行年 2023年
2. 出版社 東洋館出版社	5. 総ページ数 168
3. 書名 社会科の「問題解決的な学習」とは何か	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------